

情報通

2020. February 2月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

相続税の申告を電子申告で行う場合の注意点

情報システム部副部長 木南 誠

令和元年10月から、相続税申告のe-Taxが始まりました。既に所得税や法人税、消費税をe-Taxで送信している方であっても、相続税の申告に関しては気をつけなければならない点があります。国税庁の「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A」(令和元年9月版)と実際に申告をしてみたことなどから注意点をまとめてみたいと思います。

1. どの税務署に提出するのか

被相続人の死亡の時ににおける住所地を管轄する税務署になります。書面の場合と同様です(Q&A 問2)。

2. 利用者識別番号は誰のものを使うのか

仮に存命中の被相続人の利用者識別番号があったとしても使用できません。相続人の利用者識別番号が必要になります。また、複数の相続人が存在する場合、全ての相続人の申告を電子で行う場合は、相続人全員の利用者識別番号が必要です。

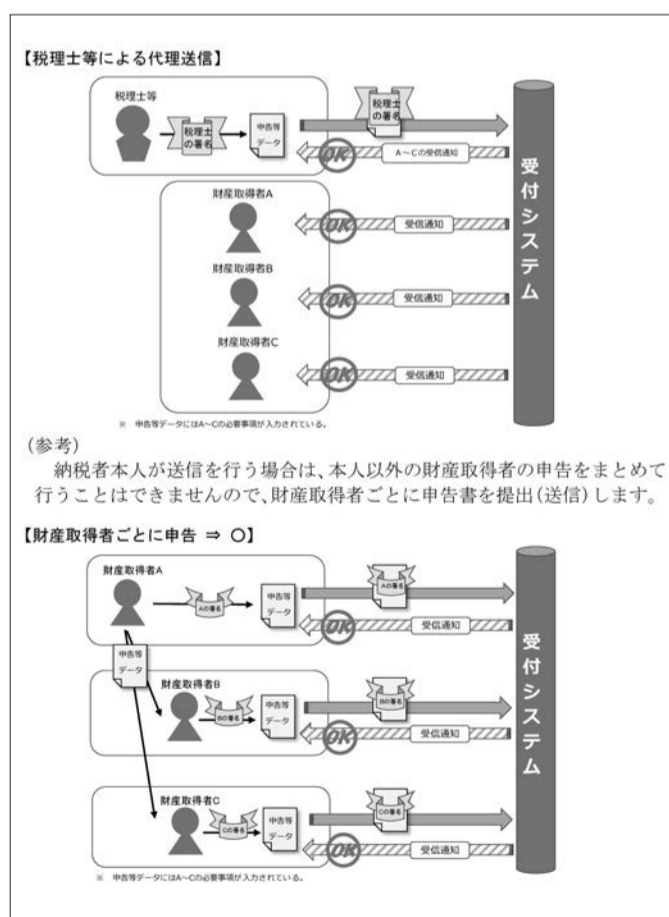
※注意ポイント Q&Aにも記載されていますが、この相続税の申告以前から相続人が利用者識別番号を持っている場合は、新規に取得しないように注意しましょう。新たに取得してしまうと、過去の相続人の所得税等の送信履歴などが消滅してしまいます。税理士として相続税の申告書を代理送信する場合は、トラブルを避けるためにも、全ての相続人の利用者識別番号の有無をよく確認して下さい(Q&A 問9)。

3. 申告のためのソフトウェアは何が使えるのか

相続税申告に対応している税務会計ソフトか、e-Taxソフトにより申告書の作成・送信が可能です。ただし、e-Taxソフト(WEB版)や確定申告書等作成コーナーでは、相続税の申告書の作成・送信はできません(Q&A 問10-1)。

4. 送信に際して、誰の利用者識別番号を使うのか

相続人の各々がマイナンバーカードなどを使って送信する場合は、全ての相続人が電子送信をかけることとなりますが、税理士が代理送信をする場合は、相続人の任意の1名を代表者として、まとめて送信することとなります。送信データには全ての相続人の利用者識別番号の入力が必要です。利用者識別番号を付さない相続人は無申告となってしまいますので注意して下さい(Q&A 問10-2、問11-2)。



また、送信後のメッセージボックスに被相続人の名前は出てきません。

5. どのような書面が送信できるのか

相続税申告書の第1表から第15表、税務代理権限証書、相続税の申告書等送信票(兼送付書)並びに税理士法第33条の2関係の書類です。遺産分割協議書や評価関係書類等はPDF形式によるイメージデータで提出可

能です。

※注意ポイント 送信に対応していない申告書はイメージデータで送信できません。相続税の申告書等送信票(兼送付書)を印刷して書面で提出して下さい(Q&A 問4)。

6. 添付書類(PDF形式のイメージデータ)の送信はどのように行うのか

申告書と同時に添付書類送信データを作成する**同時送信方式**と、申告書の送信後に追加で送る**追加送信方式**があります。追加送信方式でイメージデータを送る場合、e-Tax(WEB版)の「送信結果のお知らせ」から、送信済みデータを選ぶことで追加作成することができます。同時送信方式と追加送信方式で合わせて11回の送信が可能です。

7. イメージデータ送信データ作成時に注意すべきことはあるか

項目	1送信当たりの上限
ファイル数	最大136ファイル
データ容量	PDFファイル合計で最大8.0MB

1回あたりの送信は上記表のようになっており、同時送信方式と追加送信方式の併用で11回まで送ることが可能です。しかしながら、データ容量8.0MBの送信ファイルをパソコン上のプロパティで確認していても、作成時に容量オーバーとなってしまうことがあります。手順としては以下のような方法で行いました。

- ① 送信データフォルダを一つ作成します。その中にイメージデータとして送るファイルをPDF化して送信したい順序で番号を付します。(例：1遺産分割協議書、2除籍謄本、3戸籍謄本、4・・・)
- ② 同時送信時に申告書へイメージデータを添付していきます。8.0MBまでとなっていますが、ファイルの容量は7.0MB以下程度でないと容量オーバーのメッセージが出てしまいます。様子を見ながらイメージデータを1から順に添付していきます。容量オーバーせずに作成に成功したら、上記①で作成したフォルダの下に1番フォルダを作成し、そこに添付ファイルを移動します。
- ③ イメージデータの**追加送信方式**は、②で作成した申告書データを送信完了してからでないと作成できません。
- ④ ここからの追加送信方式でのイメージデータの作成作業は、e-Tax(WEB版)でも行うことができます。「送信結果のお知らせ」から、添付書類(PDF)の送信を選び、代表相続人を選択して2通目以降のイメージデータの作成をしていきます。送信データが作成できたら、②の手順と同様にフォルダ番号2.3・・・と作成して移動していきます。送信データの作成ができたら、順番に送信します。一括送信はできません。

●●●●●●●●●● ポイント ●●●●●●●●●●

- * 相続人の利用者識別番号はむやみに新規取得しないこと。
- * 相続人の代表者を決めて、その者の利用者識別番号で代理送信する。
- * 利用者識別番号を付さない相続人は、仮に送信しても無申告となってしまいます。
- * イメージデータの送信は相続人代表者の受信データから作成していく必要がある。
- * 添付可能容量は8.0MBとなっているが、余裕をみて作成する必要があります。

ぜひ、相続税の電子申告にチャレンジしてみてください。



令和元年分以前の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書は電子申告できません。

申告書は送信できてしまいますが提出したものとみなされません!

※ 準確定申告の電子申告については国税庁HPをご参照ください。 URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jyunkaku/index.htm>

情報システム部では電子申告に関する質問を募集します!

電子申告に関する疑問をお持ちの方は、本会HP>税理士の方へ>税理士のためのICT講座>電子申告等に関する質問コーナーの【質問内容募集フォーム】よりお送りください。



質問内容募集フォーム